

# 令和8年度から国民健康保険税の税率が変わります

## 1 国保税率の改正

国民健康保険は、平成30年度から都道府県化され、北海道が財政運営など国民健康保険運営の中心的な役割を担っています。そのため、保険税の計算方法を全道で統一するために北海道が定めた税率に毎年改正を行います。町では、令和12年度の全道統一の税率までの間、被保険者への影響を考慮し、北海道基準の税率から、均等割と平等割の引き下げを独自に行います。

※子育て世帯に対する支援拡充のため、令和8年度より子ども・子育て支援金が新設されました。子ども・子育て支援金分の保険税率は北海道内の市町村で統一されているため、独自の引き下げを行っていません。

区分		令和8年度	令和7年度	増減	令和8年度
		改正後	改正前	改正後→改正前	北海道基準税額
医療給付費分	所得割	8.44%	7.56%	0.88%	8.44%
	均等割	7,200円	6,200円	1,000円	28,200円
	平等割	7,100円	6,200円	900円	28,700円
後期高齢者支援金分	所得割	2.46%	2.54%	▲0.08%	2.46%
	均等割	2,200円	2,200円	0円	9,100円
	平等割	2,200円	2,200円	0円	9,000円
介護保険分 ※40～64歳の加入者のみ	所得割	1.98%	1.90%	0.08%	1.98%
	均等割	2,200円	2,100円	100円	9,100円
	平等割	1,700円	1,600円	100円	7,100円
子ども・子育て 支援金分	所得割	0.29%	0.00%	0.29%	0.29%
	均等割	1,000円	0円	1,000円	1,000円
	18歳以上均等割	100円	0円	100円	100円
	平等割	1,000円	0円	1,000円	1,000円

## 2 保険税額の目安

各世帯の保険税額の目安です。詳細は役場税務会計課までお問い合わせください。なお、令和8年度の国保税の納税通知書は、6月に加入者の皆さんへ送付します。

① = 世帯人数 ② = 前年度所得 ③ = 被保険者区分※

### 例1 (7割軽減)

① 1人 ② 年金収入100万円 ③ A

	改正後	改正前	増減
医療分	4,200	3,700	500
後期分	1,300	1,300	0
介護分	0	0	0
子ども分	700	0	700
計(年税額)	6,200	5,000	1,200

### 例2 (軽減なし)

① 4人 ② 所得300万円 ③ B

	改正後	改正前	増減
医療分	252,800	225,200	27,600
後期分	74,200	76,200	▲2,000
介護分	56,900	54,600	2,300
子ども分	12,800	0	12,800
計(年税額)	396,700	356,000	40,700

※被保険者区分 A = 1人世帯65歳以上介護分なし

B = 40歳以上64歳以下介護分あり2名 + 39歳以下所得なし介護分なし2名

▼お問い合わせ先 制度に関することは、役場民生課健康保険係(01372-7-5290)へ。  
国保税に関することは、役場税務会計課課税係(01372-7-5292)へ。